

# 冬期道路交通確保対策検討委員会

## 規 約

### 第1条 名称

本会は、「冬期道路交通確保対策検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

### 第2条 目的

本委員会は、大雪に対する道路交通への障害を減らすための具体的な方策など今後取り組むべき課題を検討することを目的とする。

### 第3条 検討内容

委員会において主に検討する内容は次のとおりとする。

- ・大雪時の道路交通確保に関する事項
- ・その他冬期道路に関する事項

### 第4条 組織

1. 委員会の委員は別紙のとおりとする。
2. 委員会に委員長を置く。
3. 委員長は、事務局の推薦及び委員の確認により定める。
4. 委員長は委員会を総括する。

### 第5条 事務局

事務局は、国土交通省道路局環境安全・防災課に置く。

### 第6条 委員等以外の者の出席

委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、オブザーバーとして参加を求めることができる。オブザーバーは、委員会において、必要に応じて、意見を述べ又は説明を行うことができるものとする。

### 第7条 議事の公開

会議は、原則として公開とし、議事要旨は、会議後ホームページで公開する。ただし、特段の理由があるときは、会議を非公開とすることができる。

### 附 則

この規約は平成30年2月26日から有効とする。

平成30年11月1日 一部改正

# 冬期道路交通確保対策検討委員会

## 設 立 趣 旨

近年、地方部において顕著である人口減少と超高齢化社会の到来と、それに伴う道路作業の担い手・後継者不足、地方公共団体の財政状況の悪化、特定の時期・地域への異常な降雪への対応など、除雪を取り巻く状況が一層厳しさを増してきているところである。

特に平成30年1月22日からの首都圏を中心とした積雪20cmを超える大雪や、2月4日からの北陸地方を中心とした積雪1mを超える大雪により、幹線道路を中心に、立ち往生車両による大量の滞留車両の発生や、その通行止め解除に時間を要したところである。

また、生活道路においては、除排雪が追いつかず、通勤・通学などの生活交通に多大な影響があった。

こうした大雪による滞留車両の発生や、通行の再開に時間を要することは、経済活動や国民の安全・安心を確保するうえで、喫緊の課題となっており、立ち往生や通行止めを最小化するよう、更なる対応が求められているところである。

そのため、大雪に対する道路交通への障害を減らすための具体的な方策など今後取り組むべき課題を検討することを目的として、当委員会を設置するものとする。